

平成 28 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 28 年 12 月 22 日（木） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：経済産業省別館各省庁共用 1111 会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、梅田委員、大石委員、岡山委員、奥村委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：奥委員、藤本委員、柳委員（五十音順、敬称略）

1. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（案）について

文具類

- ・ 再生プラスチックの配合率について、「製品全体重量」から「プラスチック重量」に変更されているが、主要材料のパーセンテージについては表記されるのか。製品重量であれば計測できるが、主要材料の割合となると消費者自身では基準を満たしているかどうかの判断ができないため、偽装になり得るのではないかと懸念する。
 - ⇒ 主要材料の定義については、グリーン購入法では明記していないが、エコマークでは 50% 以上を占めるものと定義されており、グリーン購入法上も同様の運用としている。今回分母を変更したのは、エコマーク基準が「製品全体重量」から「プラスチック重量」に変更されたこととの整合を図るためである。メーカーとしてもエコマークとグリーン購入法で分母が統一されていた方が合理的であるとの意見が従前からある。エコマークのラベルがあればグリーン購入法も満たすため、ラベルで判断できる点では分かりやすいと思う。主要材料の定義については、今後「調達者の手引き」に記載して周知を図りたい。（事務局）
- ・ 分母を「プラスチック重量」とすると計測できないことよりも、再生プラスチックかどうかを検証することの方が本質的な問題である。
- ・ 製品中のプラスチックの使用割合を表示すべきではないかという提案である。
 - ⇒ 環境表示に関わる場所については、カタログ等に記載してもらうよう業界団体を通じて依頼することを検討したい。（事務局）
- ・ 各主要材料の内容と割合を記載した上で再生プラスチックの割合を表示しなければ国が調達する際にチェックができないと思う。製品中のプラスチックがほんのわずかな場合もあり、主要材料が何かについては表示すべき。
 - ⇒ オフィス家具等では、再生材料の配合率が主な基準であるが、過去にスチール製のロッカー等の什器類で、スチール以外の一部に再生プラスチックを使用して、基準を満たしているとしていたものが実際にあった。その対策として、金属製のものについて、使用金属の減量化や棚板の重さ当たりの耐荷重、リサイクルするための分解可能率等の基準を作成した経緯がある。文具類では、一般的には機構部分が主に金属でプラスチックが半分以下のものは対象外という扱いになる。（事務局）

- ・ エコマークとしては、認定基準を正確にする目的で変更した。グリーン購入法の自己宣言と異なり、エコマークは審査を通して証明することができる。エコマークの表示は、消費者にとって分かりやすくしたいという考えであり、詳細な情報を入れると、逆に混乱を招く可能性もある。エコマークを取得している文具メーカーは多くあり、エコマークがグリーン購入法の基準の上位互換となっているため、悪い方向には向かっていないとの認識である。国等の機関の購入者は単なる「消費者」ではなく「調達者」としての意識を持って対応いただく必要もあると考える。
 - ⇒ 今年度はこの案のままとし、表示については業界団体に要請しつつ対応を図る形で進めていただきたい。

スマートフォン

- ・ 基本方針の備考は、定義及び経過措置等を記載するものと認識している。スマートフォンの消耗品の保有年数を3年とするという記載については、備考ではなく判断の基準本文に記載すべきではないか。
- ・ そもそも製品の耐用年数と同じ年数の保有期間を基準とするのは非常に後ろ向きであり、大量生産、大量消費に妥協したと捉えられる。判断の基準に書く場合、せめてプレミアム基準では6年とし、連動する形で前向きなメッセージ性を持たせるべきであり、むしろ再使用可能であることを条件としていくなど、長寿命な製品の開発に向けて製造側への取組を促進する必要があるのではないか。
 - ⇒ 現状、6年に対応できる事業者が1者しかないことから、基準を見直したものである。3年以上とした理由は、今後例えば2年の製品が出てきた場合に備え、一線を引くべきであるとの判断からである。(環境省)
- ・ それならば、当面経過措置的に書くべきではないか。あるいは配慮事項とするのはどうか。
 - ⇒ 1者でも対応可能であるならそこを目指してほしい。グリーン購入法の意義を保つためにも現状を把握した上で年数を見直すべき。
- ・ プレミアム基準の活用に係る専門委員会において、1者入札を推奨する方向にしようという議論をしている。スマートフォンの議論では、単に部品を長期保有しているだけでよく、特別なことをする必要がないわけで、やる気になるかどうかの問題ではないか。
 - ⇒ 1者入札に関しては本質的な問題にも関わってくるため、プレミアム基準でどこまで提示できるかは分からないが、「当面の間」という記載とし、今後プレミアム基準で検討するという方向で対応したい。(環境省)

靴

- ・ 靴を新たな品目として追加した理由について、靴の購入量が多いからなのか、環境負荷低減効果が見込めるからなのかを教示いただきたい。
 - ⇒ 今年度の提案募集で提案があり、追加したものである。限られた省庁での使用にはなるが、主に制服・作業服を使用する現場等での使用が想定される。(事務局)

食堂、清掃

- ・ 食堂、清掃の洗剤について、「持続可能な原料が使用されていること」という文言が追加されたことはよいと思うが、「持続可能な原料」の定義が分からないのではという懸念がある。基本方針への記載は難しいと認識しているが、調達者の手引きで参考になる認証制度等を例示してはどうか。

- ⇒ 現時点では、基本方針に定義を記載するのは難しい面がある。パームオイルの認証等を調達者の手引きに例示したい。(事務局)

庁舎管理

- ・ 庁舎管理 別表1の表題の変更について、「工場等」とすると誤解を招くため、ビルや事業所も含まれる旨を注釈で記載したらどうか。
 - ⇒ 備考3に記載しているが、「工場等」とするとファクトリーと思われる懸念はある。別表1とリンクするよう表現について検討したい。(事務局)
- ・ 建築設備を調達した際には、庁舎管理の業務の中で適切に管理すれば、運用時のエネルギー削減につなげていくことができる。調達時だけでなく、運用時にもグリーンに使っていくという流れになるとよい。

非常用携帯電源

- ・ 判断の基準 の電気容量を100Wh以上とした根拠について御教示いただきたい。
 - ⇒ 水を入れて発電するもので、100Whの電気容量であればスマートフォンを20~30台を同時に充電できる。水を入れて使い終わるとそのまま廃棄物になってしまうため、ある程度の台数に対応可能なものとして、複数のメーカーが対応できる範囲で基準を設定した。(事務局)

2. 環境物品等の調達の実績について

適合品の確認方法について

- ・ グリーン購入法適合品として納入された製品を調達者はどのように判断しているのか。納入者の自己申告について、チェックする機能はあるのか。
 - ⇒ 基本的に、発注者が仕様書において「グリーン購入法適合品」を要求し、メーカーや販売事業者の責任の下、適合品を納めるという形になる。万一偽装された場合、会計法上でも契約違反となる上に、景品表示法等でも処罰されることになるため、両者適切に対応しているものと認識している。平成20年1月に古紙偽装が起きた時は、グリーン購入法自体に罰則規定が必要ではないかという議論もあったが、罰則については他の法律と連携して行うこととされた。信頼性確保の観点から、サンプリング、抜き打ちテストを定期的、非定期的に行う製品テストを行うなど、紙・プラスチックについては、第三者がチェックする仕組みを確立しているところ。(事務局)
- ・ 今後は全ての品目について網羅的、系統的にチェックする仕組みを考えていく必要があると感じた。
- ・ 欧州では国ではなく民間機関がチェックを行っており、そういったビジネスを推奨していくことも重要。

自動車の調達実績について

- ・ 電気自動車やハイブリッドなどの自動車の調達量がガソリン車に比べ少ない印象だが、導入が進まない理由は何か。

- ⇒ 電気自動車等は価格の問題もあり調達台数は限定されているが、ハイブリッド自動車の調達はかなり増えている。平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定された政府実行計画において、2030 年には代替できないものを除き、全ての政府の一般公用車について次世代自動車に替えることが目標とされている。自動車は次年度の見直し対象にもなっており、次世代自動車の取扱いも含めて今後検討を進めたい。(事務局)

3. 平成 29 年度の検討方針・課題について

グリーン購入法の国際展開について

- ・ 日本の環境省が中心となってリードし、アジアの政府調達のキーとなっていければよいと考える。今後の展開のベクトルについて目論見があれば教示いただきたい。
 - ⇒ 参考資料 1 に紹介されているとおり、先日開催した国際シンポジウムにおいて、米国、ドイツからも関係者を招き、アジアの方を中心にグリーン公共調達に関する意見交換を行った。まだまだアジアはこれからという状況であるが、国際的にはエコラベルと GPP 公共調達をセットで考えるのが主流であり、日本とは違う状況にある。環境省としてもアジアに展開したいという趣旨で、毎年アジアの方を招き日本の仕組みを説明しており、支援につながりつつあるという状況である。
 - ⇒ 今年で 3 回目の開催となるが、今年は米国、欧州の具体的な話を深く聴くことができた。各国の公共調達について勉強しながら、日本がアジアの各国をリードしていくための議論を進めている。
- ・ 別の問題として、グリーン調達以外での国際認証基準が入り込んできており、それが国際化しつつある。そこを国際展開をどう結び付けるかが実は一番大きな問題のような気がする。グローバルな国際認証が大きくなるうとしている中で、国の基準としてのグリーン調達をどう考えるかが問われており、今後そういった点に注意しながら進めていただきたい。

地方公共団体・事業者への普及啓発について

- ・ 国際展開も大切だが、まず国内に目を向けた際、グリーン購入の普及の観点からは、対象を地方公共団体に広げることが検討する必要があるのではないかと考える。来年度の重点事項として挙げられている自動車については、国よりも地方公共団体の使用が多い。地方公共団体が実際どの程度基準を満たした調達を行っているのかを調査し、実績が不十分な場合は、対象の拡大を含めた議論をすべきではないかと考える。
 - ⇒ 地方公共団体の取組状況については、毎年度アンケート調査を行い、把握を進めている。今後どのような形で普及のための対策を取っていくかについては、プレミアム基準の活用に係る専門委員会の中で全体的・将来的なあり方を検討している。今の議論を参考にしつつ検討していきたい。(環境省)
- ・ 企業が偽装品を出さないための防波堤の役割をしているのがコンプライアンスだが、今ではコンプライアンスを遵守しなければ大きな問題になるという雰囲気が出てきている。民間企業の調達にコンプライアンスとして組み込んでもらうという普及方法もあるのではないかと考える。
 - ⇒ ISO14001 を取得している企業は概ねグリーン調達を行っているかと推察する。

- ⇒ 先ほど議論のあった偽装問題への対応として環境省においても信頼性確保のガイドラインの改訂を進めており、セミナーを開催して普及啓発に以前から取り組んでいる。引き続き調整していきたい。(環境省)

木材・木材製品の経過措置について

- ・ 奥委員から提出された参考資料1と同じ意見で、経過措置設定の品目について、そもそも経過措置をなぜ設ける必要があるのか、また設定する際の条件について、この検討会の中で突き詰めていかなくてはならないと思う。
- ・ 「経過措置を残すとしても、契約書の写しを提出させる」とあるが、契約書の写しを実際に提出させることは可能なのか。業界の実情について確認したい。
 - ⇒ 今後検討する上で業界の状況及び意見を聴いていきたい。(林野庁)

対象品目の拡大等について

- ・ ビルマネジメントシステムのようにシステム的なアプローチでの基準の設定についても是非検討を進めていただきたい。省内のルーター、Wi-Fi 機器など、通信系のネットワークシステムの設置規模が大きくなってきており、磁気ディスク装置についても磁気以外の製品が市場に出ている。また、クラウドサービス等も役務として検討してもよい時期ではないか。
 - ⇒ 新しい動向をどう把握するかという方法論が大切になってくる。

以上